令和7年度(2025年度)
甲種防火管理新規講習 案内

舞鶴市消防本部

消防法施行令第３条に規定する防火管理に関する講習のうち「甲種防火管理新規講習」を次のとおり実施します。

１　受講対象者

消防法第８条の規定による防火管理者の資格を取得しようとする者

２　講習日時・講習場所・申込期間

第１回　甲種防火管理新規講習	
講習日時	令和７年７月１５日（火）・１６日（水）の２日間 １日目：１０時００分から１７時２０分まで（受付９時３０分～） ２日目：１０時００分から１６時２０分まで（受付９時３０分～）
講習場所	舞鶴市防災センター３階災害対策会議室（舞鶴市字浜８０番地の４）
申込期間	令和７年６月７日（土）から７月１１日（金）まで
定員	４０名（定員になり次第、申し込みを締め切ります。）

※　令和７年度より講習会場を『舞鶴市防災センター』に変更しています。西総合会館ではありませんのでご注意ください。

第２回　甲種防火管理新規講習	
講習日時	令和７年９月４日（木）・５日（金）の２日間 １日目：１０時００分から１７時２０分まで（受付９時３０分～） ２日目：１０時００分から１６時２０分まで（受付９時３０分～）
講習場所	舞鶴市防災センター３階災害対策会議室（舞鶴市字浜８０番地の４）
申込期間	令和７年７月２８日（月）から８月２４日（日）まで
定員	４０名（定員になり次第、申し込みを締め切ります。）

※　令和７年度より講習会場を『舞鶴市防災センター』に変更しています。西総合会館ではありませんのでご注意ください。

３　受講料について

受講は無料ですが、講習会の１日目にテキスト代として**１,６５０円**が必要です。**【お釣りのないようにご協力をお願いします。】**

なお、テキストの返却及び返金はできません。

4　申込方法

スマートフォン・パソコンでのお申込みとなります。下記QRコードを使用するかインターネットで「舞鶴市　甲種防火管理新規講習」と検索してください。

【第１回】
申込用QRコード

【第２回】
申込用QRコード

※　スマートフォン・パソコンからお申し込みができない方は、下記の窓口でお申し込みください。**電話での申込み受付は行っておりません。**

5　申込窓口

受付窓口		電話番号	受付時間
舞鶴市消防本部 予防課	北吸1044番地	0773-66-0119	8:30～17:15
舞鶴市東消防署 総務予防課	浜80番地の4	0773-65-0119	8:30～17:15
舞鶴市西消防署 総務予防課	松陰5番地の5	0773-77-0119	

6　講習内容

講習日	講習科目		時間
１日目	午前	オリエンテーション 防火管理の意義及び制度の概要	10:00～10:10 10:10～12:10
	午後	火気取扱いの基本知識 施設・設備の維持管理	13:10～15:10 15:20～17:20
２日目	午前	自衛消防	10:00～12:00
	午後	防火管理の進め方と消防計画 効果測定・質疑・修了証交付	13:00～15:00 15:10～16:20

7　講習の一部免除について

消防用設備点検資格者の課程を修了し、免状の交付を受けている方及び自衛消防業務講習の課程を修了している方は、甲種防火管理新規講習の講習科目のうち、「防火管理の意義及び制度の概要」が免除されますので、講習申込時に資格者免状又は修了証などの証明できる書類の写しを添付してください。

講習の一部免除が認められる方は、講習1日目の13：10から（受付13：00～）の受講となります。

8　講習当日の持ち物

・**顔写真付き本人確認書類(運転免許証等)**
・筆記用具
・テキスト(Ａ４)を入れる袋(テキストは当日お渡しいたします。)
・**印鑑（2日目）**

【顔写真付き本人確認書類について】

講習会当日、**「顔写真」「氏名」「生年月日」が分かるもの**をご持参し、受付をお済ませください。本人確認ができない場合は、受講をお断りいたします。

《本人確認書類の例》
・運転免許証
・運転経歴証明書（平成25年4月1日以降に交付したものに限る。）
・パスポート
・マイナンバーカード（通知カード不可）
・顔写真つき住民基本台帳カード
・在留カード
・特別永住者証明書
・障害者手帳
・その他顔写真、氏名、生年月日、住所等が確認できる公的証明書

※　顔写真付き本人確認書類が用意できない場合、健康保険証と、キャッシュカード・クレジットカード・預金通帳等の氏名が確認できるもの2点をご持参ください。

9　修了証交付

(1)　この講習の全課程を修了した者には、舞鶴市消防長が修了証を交付します。
(2)　修了証の交付を受けた者は、消防法施行令第３条第１項の規定による甲種防火管理者の資格を有する者となります。
【遅刻又は途中退席をされた方には、修了証を交付することはできません】
(3)　修了証交付時に受領印をいただきますので印鑑をご準備ください。

10　その他

(1)　効果測定において、基準点未満の受講者については、再度講習を受講しなければならない場合があります。
(2)　**講習会場は駐車できません。**周辺の市営駐車場等をご利用ください。
(3)　発熱や風邪の症状がある場合は受講をお控えください。